

[事案 2024-141] 新契約取消請求

・令和7年4月25日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年9月に子宮筋腫により入院し手術を受けたため、令和4年4月に乗合代理店を通じて契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除された。しかし、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 募集人と最初に話をした時、病気があって、タトゥーがあっても入れて、年齢とともに保険料が上がらない保険があるかと訊いたところ、本契約を提案された。
- (2) 募集人に子宮筋腫で経過観察中であることを伝え、「病気であっても入れる保険」を希望していることを伝えていたので、子宮筋腫の手術を受けたとしても、本契約にもとづく給付が受けられる保険を提案してもらっていると考えていた。
- (3) 「病気があっても入れる保険」だと思っていたので、子宮筋腫について告知をすることはしなかった。募集人からは、重要な告知事項の詳細な説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、募集の際、重要事項について、契約概要等を用いて説明している。また、告知については、告知サポート資料の説明がパソコンの画面上に表示されるため、その画面で説明をしている。
- (2) 募集人は、面談時、申立人に告知書を見せて当てはまる項目がないかヒアリングを行ったが、不告知疾患については全く聞いていない。
- (3) 募集人には、10年以上の経験があり、正しく告知をしなければ給付金が出ないことも認識しているので、被保険者の疾患の申し出に対して安易に答えることはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約締結時における事情等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。